

## NOA TRAINING GWO 訓練 受講規約

作成日：2024年8月19日

### 第1条 適用範囲

1. 本訓練受講規約（以下「本規約」という）は、特定非営活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会（以下「当会」という）が長崎海洋アカデミートレーニング（以下「NOAT」という）にて提供する全ての訓練コース（以下「本訓練」という）に適用されます。
2. 本訓練を受講する個人または法人（以下「受講者」という）は、当会の指定する申込手続きを行うことにより、本規約内容を承諾し同意したものとします。

### 第2条 受講申込、受講契約および受講料の支払い

1. 本訓練への受講申込は、当会が定める所定の方法に従うものとします。
2. 受講者は、当会が指定する方法で受講料を支払うものとします。支払い期限は本訓練終了後、翌月末までとします。
3. 受講料支払いに伴い手数料が発生する場合、手数料は受講者負担とします。

### 第3条 受講資格

1. 本訓練の受講を希望する者は、以下の条件を全て満たす必要があります。
  - (1). 当会が指定する申込手続きを行うこと
  - (2). 当会が指定する必要書類を提出すること
  - (3). 当会が受講を認めた者

### 第4条 キャンセルポリシー

1. 受講者の都合により、本訓練をキャンセルする場合、当会は以下のキャンセル料を申し受けます。
  - (1). 訓練開始当日より7日前以降 受講料全額
  - (2). 訓練開始当日の8日前まで 無料
2. キャンセルは、書面もしくは所定の方法にて当会に通知されなければなりません。
3. 当会は、本訓練の全部もしくは一部を変更、停止、延期、中止する権利を有します。
4. 当会の判断により本訓練の全部もしくは一部が変更、停止、延期、中止される場合、その理由が当会の故意または重過失である場合を除き、当会の責任は、本訓練未実施分の受講料の返還または別日での振替開催に限定され、受講者の延泊や交通手段の変更に伴う費用（旅費、移動費等）の保証を含むその他の責任は一切負わないものとします。

### 第5条 受講者の遵守事項

1. 受講者は本訓練を受講するにあたり、次の各号に定める事項を遵守する必要があります。

- (1). 適用される法令、規則を遵守すること。
- (2). 当会のインストラクターおよび職員の指示に従うこと。
- (3). 本訓練の開始、集合時間を順守すること。
- (4). アルコールもしくは違法薬物を摂取もしくは所持していないこと。
- (5). 許可なく本訓練および NOAT 内での写真撮影、録画、録音をしないこと。
- (6). 当会のインストラクター、職員、他の受講者もしくは NOAT 所在地の地域住民に対し、脅迫、暴言、誹謗中傷、ハラスメント、その他の不安又は不快感を与える行為を行わないこと。
- (7). その他、受講者として不適切と当会が判断する行為を行わないこと。
- (8). 受講者の体重は 120kg 以下であること。

#### 第6条 訓練の修了

1. 受講者は、当会が指定する本訓練の各モジュールをそれぞれ全て修了することでそれぞれの修了証明を受け取ることができます。
2. 当会は、本訓練を受講する受講者が本訓練を修了することを保証するものではありません。受講者の受講修了については、当会が GWO の基準に準拠し判断します。
3. 当会が、受講者が受講修了の条件を満足しないと判断した場合でも、受講者への受講料の返還は行いません。またこの場合、当会は一切の責任を負いません。
4. GWO 訓練の各モジュールは、受講開始から最大で 28 日以内に受講を完了する必要があります。受講者都合により訓練を途中退席された場合で、当会が指定する別日（受講開始より 28 日以内）での振替受講ができない場合には、当該モジュールの修了は認められず、また受講料の返金もございませんので予めご了承下さい。

#### 第7条 異議申し立て

1. 受講者は、前条に基づく当会の判定結果に異議があるときは、その判定通知の発信日から 1 か月以内であれば異議を申し立てることができます。
2. 前項の期間内であっても、当会の決定に従って受講者自らが再度、訓練受講の手続きを行った場合は、異議申し立てを行うことができません。
3. 当会は、受講者からの異議申し立ての受理の判断に際し、必要に応じて申し立て者に追加資料の提出を求めることがあります。
4. 前項に定める、当会からの追加資料の提出依頼に対し、依頼の発信日から正当な理由なく 2 週間以内に追加資料が提出されない場合は、申し立ては不受理とします。

#### 第8条 知的財産権と秘密情報

1. 本訓練に関連し当会が提供するテキストなどの資料は、本訓練を受講する当人のみが使用するものとし、当会に事前の書面による承諾を得ることなく、第 3 者に使用させたり、譲渡することはできません。

2. 訓練資料および本訓練に関して当会から受講者へ開示または提供した有形無形の技術上、営業上、財産上、手法、ノウハウ、本訓練資料、その他一切の情報（以下「情報等」という）のうち、次の各号に該当しない情報等は、「秘密情報」として取り扱います。
  - (1). 当会より開示を受けた時点において受講者が秘密保持義務を負うことなく適法に保有していたことが証明できるもの。
  - (2). 当会より開示を受けた時点において既に公知のもの。
  - (3). 当会からの開示後、受講者の責によらずして公知となったもの。
  - (4). 受講者が、当会に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したことが証明できるもの。
  - (5). 受講者が秘密情報によらず独自に知得したことが証明できるもの。
4. 受講者は、秘密情報について秘密を保持するものとし、受講者における同等の性格を有する情報と同程度の注意（ただし、善良なる管理者の注意を下回らないものとする。）を持って取り扱うものとします。
5. 秘密情報に関連する一切の権利については、当会に帰属するものとし、秘密情報の開示により、特許権、商標権、著作権その他いかなる知的財産権も受講者に帰属するものではありません。
6. 受講者が本規約に違反したときには、当会は受講者に対して損害賠償、違反行為の差止、その他当会が必要と認める措置の請求をすることができると共に、本規約の違反により当会に損害を与えた場合、当該違反行為と相当因果関係の範囲内にある損害について、賠償責任を負います。

## 第9条 個人情報

1. 当会は、別途定める個人情報保護方針( <https://noatraining.jp/privacypolicy/> )に従い、受講者の個人情報を取り扱うものとし、受講者はこれに同意するものとします。
2. 前項に関わらず、受講者は以下の各号に同意するものとします。
  - (1). 当会が、受講者が NOAT が提供する訓練を受講するにあたり、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、WINDA ID などの個人情報を取得すること。
  - (2). 当会が、本訓練を履行、評価、改善、向上することを目的として利用すること。
  - (3). 当会が、受講者が本訓練を修了したことを GWO の WIDNA に登録する目的で利用すること。
  - (4). 受講者に対する費用請求や、本訓練の変更、停止、延期、中止などの連絡、受講案内の通知に利用すること。
3. 当会は、本訓練の実施に際し写真や動画を撮影することがあります。また、撮影した写真や動画については、受講者個人が特定できないものに限り、利用することがあります。

## 第10条 損害賠償

1. 受講者は、本規約の定め違反したことにより、当会及び他の受講者等を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。受講者たる法人は、同法人所属

の受講者に本規約を順守させる責務を負い、受講者が本訓練に際して当会もしくは第三者に損害を与えた場合は、受講者と連帯して損害を賠償する責任を負います。

2. 受講者間あるいはその他の第三者との間で紛争が発生した場合は、受講者は自己の責任において当該紛争を解決すると共に、当会に生じた一切の損害を補償するものとします。

#### 第11条 免責事項

1. 受講者が、当会の責めに帰すべき事由により何らかの損害を被った場合であっても、当会は、故意または重過失による場合を除き、現実が発生した直接かつ通常の範囲内の損害について、受領した受講料の額を上限として賠償する責任を負うにとどまり、間接損害、特別損害、偶発損害、逸失利益について賠償する責任を負いません。
2. 当会および受講者（以下「当事者」という）は、地震、台風、津波、洪水、その他の天変地異、戦争、暴動、テロ行為、内乱、疫病、ストライキ、電波妨害、法令・規則の遵守、その他当事者の合理的な支配を超える事由により本規約を順守できない場合、または契約に基づく義務の遅延行為もしくは履行ができなかった場合（金銭支払いの義務を除きます）は、当該不遵守または遅延および不履行による一切の責任を免れるものとします。

#### 第12条 契約の解除

1. 当会は、受講者もしくは受講者たる法人の代表者（責任者、実質的に経営に関与している者を含む。）が、次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要さず、直ちに受講契約を解除するものとします。
  - (1). 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、右翼団体、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下「反社勢力等」という）に属すると認められるとき。
  - (2). 反社勢力等が経営に実質的に関与しているもしくは支配していると認められるとき。
  - (3). 受講者たる法人もしくはその法人の代表者が、反社勢力等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (4). 受講者もしくは受講者たる法人が反社勢力等を利用して認められるとき。
  - (5). 受講者もしくは受講者たる法人が、当会または当会のインストラクター、職員およびその関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき。もしくは法的な責任を超えた不当な要求行為をおこなったとき。
  - (6). 受講者もしくは受講者たる法人が、風説を流布し、あるいは偽計又は威力を用いて当会の信用を棄損もしくは当会の業務を妨害する行為もしくはその両方をおこなったとき。
  - (7). その他、前各号に準ずる事由があったとき。
2. 当会は、受講者たる法人が次の各号のいずれかに該当する場合、次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要さず、直ちに受講契約を解除するものとします。
  - (1). 本規約の定め違反し、催告したにも関わらず違反が是正されないとき。

- (2). 支払の停止、支払不能または破産手続き、会社更生手続き、民事再生手続き、その他これに類似する法的整理手続開始の申立てがあったとき。
  - (3). 事業を停止し、事業の停止・廃止を決定し、または行政等より業務停止手続等の処分を受けたとき。
  - (4). 差し押さえ、仮押さえ、仮処分もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分があったとき。
  - (5). 解散の決議を行いまは解散命令を受けたとき。
3. 当会は、受講者が本条第 1 項ないし第 2 項の規定により本訓練に係る契約を解除した場合、受講者は当会に対し、解除により当会が被った損害を賠償するものとします。
  4. 本条第 1 項ないし第 2 項の規定により受講契約が解除された場合、当会は、受講者に損害が生じて何らこれを賠償ないし保証する責務を負わないこととします。

#### 第13条 本規約の改訂

1. 当会は、本規約および個人情報保護方針を随時改訂できるものとします。  
改訂内容およびその効力の発生時期については、当会のホームページ（<https://noatraining.jp/>）にて告知します。

#### 第14条 通知

1. 当会から受講者への通知は、受講者が本訓練の申込時に登録した連絡先に送付（電子メールでの送信含む）し、一般的な到達時間により通知されたものとみなします。

#### 第15条 専属的合意管轄

1. 本規約および NOAT での訓練提供に起因又は関連する紛争が生じたときは、当会の所在を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上